

入所月に妊娠・出産要件期間がかかる申込みに関する同意書

申込児童の育児休業（自営業等で育児休業制度がない保護者が、出産後に事業を休止する場合を含みます。以下、同じ。）中で弟妹の妊娠・出産要件にかかる期間（出産予定月の前2か月から、出産（予定）日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで。以下、「妊娠・出産要件期間」と言います。）が入所月にかかる場合は、**妊娠・出産要件**としての申込みになります。

ただし、以下①又は②に該当する場合は就労要件として取り扱いますが、①又は②に記載の期日までに復職したという事実が確認できない場合には、その事実が判明した月の末日で退園となります。なお、本同意書の提出がない場合、妊娠・出産要件としての申込みとして取り扱います。

①妊娠・出産期間が終了する月の翌月末日までに復職し、その後就労を継続する場合

②入所月中に妊娠・出産期間が終了し、一時的に育児休業を取得する場合で、入所月末日までに復職し、その後就労を継続する場合

以下の各項目を一読のうえ、あてはまる□欄にチェックしてください。

1	以下のいずれかにあてはまる。 ①妊娠・出産期間が終了する月の翌月末日までに復職し、その後就労を継続する。 ②入所月中に妊娠・出産期間が終了し、一時的に育児休業を取得する場合で、入所月末日までに復職し、その後就労を継続する。	☐ はい ☐ いいえ
2	【1で「はい」にチェックした方のみ】 復職後、「復職証明書」を提出します。	☐ わかりました
3	【1で「はい」にチェックした方のみ】 入所後、1の事実が確認できなかった場合は、出産日から8週間を経過した日の翌日が属する月末で退園となります。	☐ わかりました
4	【1で「いいえ」にチェックした方のみ】 妊娠・出産要件としての申込みになります。入所後、出産日から8週間を経過した日の翌日が属する月末で退園となります。なお、期間が満了する月の末日までに、翌月以降の保育を必要とする事由（※）に該当する状況であることが確認できた場合には、期間満了後も該当する事由における認定有効期間まで在園を継続することができます。 ※申込児童が入所後、保護者が下の子の育児休業を取得する場合を含む。	☐ わかりました
5	【1で「いいえ」にチェックした方のみ】 入所月の申込締切日までに、母子健康手帳の写し（表紙と分娩予定日が記載されているページ）をご提出ください。本書類及び母子健康手帳の写しの提出をもって、保育の必要性の認定を変更します。	☐ わかりました

上記項目について理解し、同意しました。

令和 年 月 日

住所 _____

保護者氏名 _____

保護者氏名 _____